

ID: 3020

担当部署: 商工観光課

<b>処分の概要</b>	法令等の違反に対する措置命令等(事業協同組合に係るものに限る。)		
<b>法令名 根拠条項</b>	中小企業等協同組合法 第106条第1項及び第2項		
<b>法令番号</b>	昭和24年法律第181号		
<b>【基準】</b>	<p>法第106条の規定による。 (法令等の違反に対する処分)</p> <p>第106条 行政庁は、第105条の3第2項の規定により報告を徴し、又は第105条第2項若しくは前条第1項の規定により検査をした場合において、組合若しくは中央会の業務若しくは会計が法令若しくは法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款、規約、共済規程若しくは火災共済規程に違反し、又は組合若しくは中央会の運営が著しく不当であると認めるときは、その組合又は中央会に対し、期間を定めて必要な措置を採るべき旨を命ずることができる。</p> <p>2 行政庁は、組合若しくは中央会が前項の命令に違反したとき、又は組合若しくは中央会が正当な理由がないのにその成立の日から1年以内に事業を開始せず、若しくは引き続き1年以上その事業を停止していると認めるときは、その組合又は中央会に対し、解散を命ずることができる。</p> <p>3 行政庁は、組合若しくは中央会の代表権を有する者が欠けているとき、又はその所在が知れないときは、前項の規定による命令の通知に代えてその要旨を官報に掲載することができる。</p> <p>4 前項の場合においては、当該命令は、官報に掲載した日から20日を経過した日にその効力を生ずる。</p>		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和3年4月30日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日